

6月5日本会議

都市計画税条例

採決強行

都市計画税条例に対する態度 (○=賛成 ●=反対)

工藤義明	東郷正明	野並享子	矢野隆行	津村俊二	岩井智恵子	橋本俊明	坂口重良	山崎敦志	東郷克己	立入三千男	荒川泰宏	北村五十鈴	鈴木市朗	山本剛	稲垣誠亮	田中陽介	長谷川崇朗
共産党	共産党	公明党	公明党	新誠会	新誠会	新誠会	新誠会	新誠会	新誠会	自民創生会	自民創生会	自民創生会	みらい野洲	みらい野洲	保守協商	保守協商	保守協商
●	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

2月市議会定例会で継続審議となっていた都市計画税条例は5日、市議会本会議で賛成多数で可決されました。

市民への説明や理解もなく、実施不可能な不備な条例案を議決しましたが、市政と市議会のあり方が厳しく問われており、市民から強い批判がでています。

市民へ説明や理解なく
実施不可能な不備な条例

市民に3.5億円増税

「撤回を求める決議案」を抹殺

議案提案権否定の暴挙

このような問題ある条例案について、条例の撤回を求める決議案」が提案されました。ところが、決議案の取り扱いは協議した議会運営委員会で田中委員長は「賛成や反対は討論で決まらぬ」として本会議への上程を認めないと決定しました。

極めて不当です。地方自治法や市議会会議規則では、所定の様式と提案者、地方自治法では全議員の12分の1以上がなければ無条件で受け付け、本会議への上程を定めています。議会運営委員会や議長が決議案上程を止める法的権限はありません。地方自治法や自ら定めた野洲市議会会議規則をも否定する民主主義否定の市議会では市民の立場に立つ審議はされません。

とても市民の立場で提案され、審議したものではありません

2月議会では市民1600名の方から「拙速。市民の理解もない」として、慎重な審議を求める請願が提出され採択されていました。それもそのはずです。「市民に3・5億円もの新たな新税を導入する」と市長が表明したのは昨年11月。翌年の2月議会に導入条例案を提案したものです。市長は「概ね市民に理解してもらっている」と言いますが、とんでもありません。

増税ありきで市民の暮らしお構いなし これは市民不在の“採決強行”

そもそも都市計画税は、所得に関係なく市街化区域に課税される税金です。「都市基盤整備の財源となる目的税」と言いますが、市民全体の都市基盤整備の費用を特定の市民だけに課税するのは誤りです。

本来、新税の導入となれば「市民の暮らしはどうなるのか」など、市は慎重な検討が必要です。同時に市議会も請願の市民の思いからも慎重な審議が必要です。ところが市は全く調査もしていないし、市議会自身も、審議らしい審議もなく議決したものです。こんな「増税ありき」の導入は許されません。にもかかわらず、導入を決めた市議会の採決強行は、市議会の存在と役割が市民から問われていると言っても過言ではありません。

定例市議会は
5日から開催

一般質問は14日から
傍聴にお越しください

市議会定例会は6月5日から開催されました。安倍政権が消費税10%増税の強行で暮らし破壊を進めようとしている中で、地方自治体議会の果たす役割は大きなものがあります。それだけに6月市議会定例会は重要な議会となります。一般質問は14日からです。傍聴にお越しください。

6月 5日 (水)	本会議 (議案の提案)
14日 (金)	本会議 (議案質疑、一般質問) 予算常任委員会
17日 (月)	本会議 (一般質問)
18日 (火)	本会議 (一般質問) ※予備日
19日 (水)	予算委員会、常任委員会
20日 (木)	予算委員会、常任委員会
26日 (水)	予算常任委員会
28日 (金)	本会議 (議案討論と採決)

やす民報

日本共産党野洲市委員会
2019年6月9日 No.343

市政や市議会へのご意見
ご要望をお寄せください

野並享子 北野1-7-10 電話・FAX 587-0985
東郷正明 比江864 電話・FAX 589-4158
工藤義明 小篠原879 電話・FAX 588-1856

ホームページをご覧ください

共産党野洲市議団 検索